

項目	概要	条文
①大規模プラットフォーム事業者の指定	i 総務大臣による大規模特定電気通信役務提供者の指定	20 条
	ii 大規模特定電気通信役務提供者による届出	21 条
②プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律	i 被侵害者からの侵害情報の送信を防止する措置（侵害情報送信防止措置）を講じることの申出を受け付ける方法の規定及び公表	22 条
	ii 申出があった場合の、侵害情報に係る必要な調査の実施	23 条
	iii 侵害情報調査専門員の選任	24 条
	iv 申出者に対する、侵害情報送信防止措置を講じたこと、又は侵害情報送信防止措置を講じなかったこと及びその理由の通知	25 条
③プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律	i 送信防止措置の実施に関する基準等の公表	26 条
	ii 送信防止措置を講じたとき発信者に対する通知等の措置	27 条
	iii 申出の受付の状況、送信防止措置の実施状況等の公表	28 条
④その他	i 報告の徴収、勧告、命令及び罰則	29、 30、35 ～38 条
	ii 送達手続	31 条 ～34 条